

【参考訳】

三角協力による
モザンビーク熱帯サバンナ農業開発プログラム(ProSAVANA)

モザンビーク国
ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援

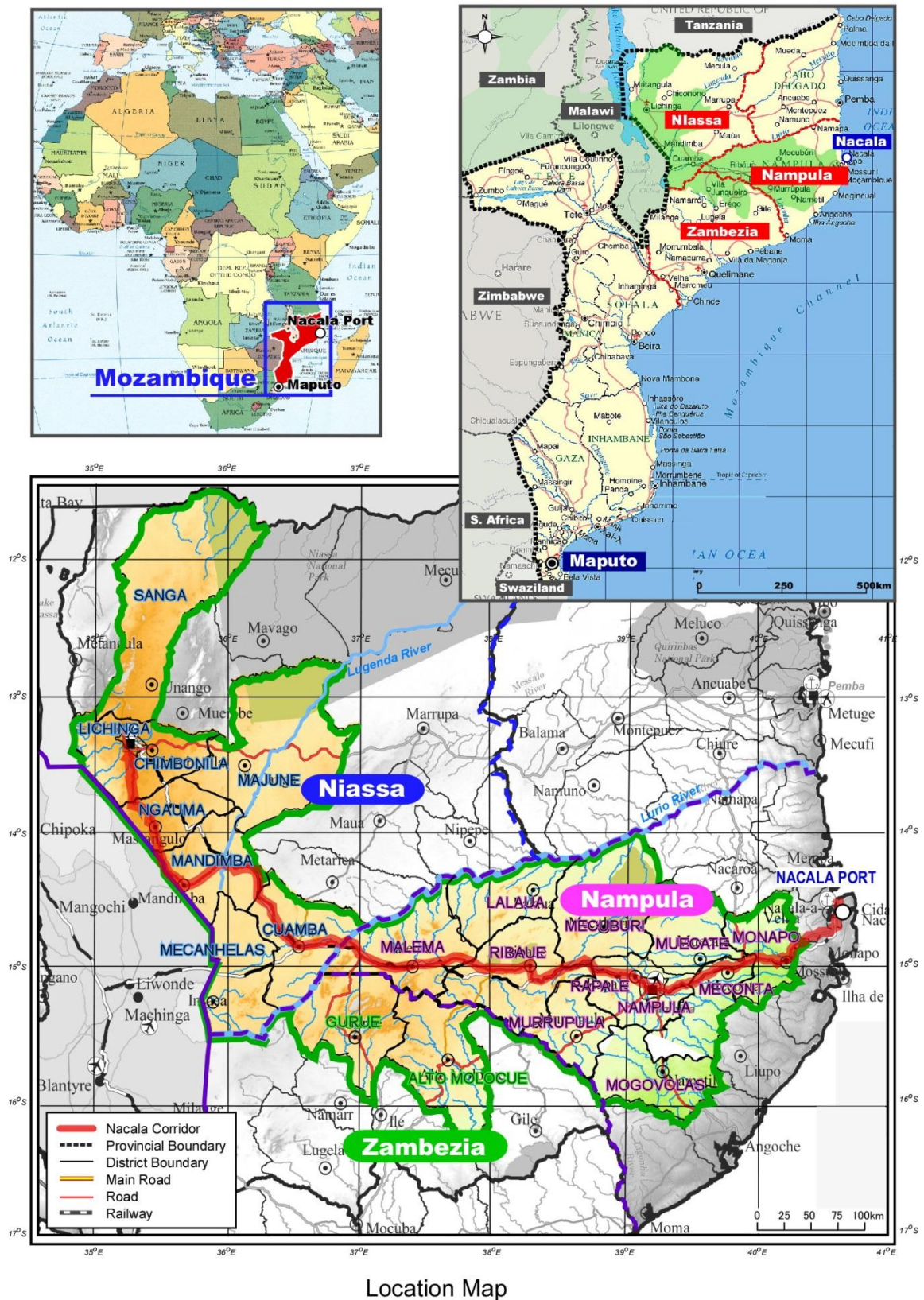
ドラフトマスタープラン バージョン 0

(要 約)

平成 27 年 3 月

モザンビーク国 農業食料安全保障省

本資料は、モザンビーク農業食糧安全保障省が公開しているドラフトマスタープラン バージョン 0（ポルトガル語）を、JICA が日本語に仮訳したものである。



目 次

第 1 章	序 章	1-1
1.1	PEDSA に基づいたナカラ回廊地域の農業開発	1-1
1.2	農業開発マスタープラン策定に向けた基本理念（Guiding Principles）	1-1
第 2 章	地域農業の現在の課題と開発ポテンシャルの分析	2-1
第 3 章	ナカラ回廊農業開発マスタープランの基本構想	3-1
3.1	ナカラ回廊農業開発マスタープランの基本構想	3-1
3.2	農業開発マスタープランの前提	3-3
3.3	小規模農家およびアグリビジネス地場産業の成長モデル	3-4
3.4	PEDSA の 4 柱毎の農業開発マスタープランの 4 本柱	3-6
3.5	PEDSA 及び農業開発の目標へのマスタープランの貢献	3-7
第 4 章	農業生産性	4-1
4.1	農業生産増加	4-1
4.2	技術支援体制の改善	4-1
4.3	農業投入財へのアクセス改善	4-3
4.4	農業金融／貸付へのアクセス向上	4-4
4.5	灌漑開発	4-5
第 5 章	市場アクセス	5-1
5.1	農家の市場へのアクセス改善	5-1
5.2	近代農業協同組合の設立と発展への支援	5-2
5.3	農産物の付加価値促進	5-2
5.4	流通の基盤整備	5-4
第 6 章	天然資源	6-1
6.1	土地管理	6-1
6.2	PRAI を適用した適正な民間投資の実現	6-1
6.3	水資源の開発と管理	6-2
6.4	森林資源の開発と管理	6-2
第 7 章	組織体制	7-1
7.1	農業と食料安全保障関連機関の強化のための調整	7-1
7.2	農民組織の設立と発展	7-1
7.3	コミュニティ開発活動の能力強化支援	7-2
7.4	社会基盤整備（横断的課題）	7-2

第 8 章	マスタープラン実施、モニタリング及び評価計画	8-4
8.1	事業実施地域とマスタープラン構成活動	8-4
8.2	農業開発マスタープラン実施スケジュール(暫定案)	8-5
8.3	マスタープランのモニタリングと評価	8-7

表目次

表 8.1	マスタープラン活動実施地域とマスタープラン構成活動	8-4
表 8.2	マスタープラン実施計画(暫定案)	8-6

図目次

図 2.1	農業開発の課題	2-1
図 3.1	小規模農家成長モデルの概要	3-4

第1章 序 章

1.1 PEDSA に基づいたナカラ回廊地域の農業開発

モザンビークにおける農業開発戦略の方針は、「Agenda2025」、「農業セクター開発戦略計画 (PEDSA) 2011-2020」、政府の5か年計画、「貧困削減計画 (PARP)」が基本となっている。また、各州および郡も開発計画を有している。そのため、これら既存計画の実施にあたっては、中央政府および地方政府の協調が必要になってくる。

PEDSA のビジョンは、「食糧安全保障、栄養改善および世界的農業市場への参画に持続的に対応し得る、発展性、競争力、持続性のある農業セクターを実現する」ことである。また、PEDSA の目的は、「持続的かつ競争力のある手段と、社会の平等および男女同権の保証によって、食料安全保障および農家収入の向上へ貢献する」である。このビジョンおよび目的の達成のために、PEDSA では戦略の柱として以下の4項目を設定している。

- I: 農業生産性 - 農業生産性、生産量および競争性の向上と、食糧保障および栄養改善への貢献
- II: 市場アクセス - 市場アクセス向上のためのサービスとインフラ設備、および農業投資に資する枠組み
- III: 天然資源 - 土地、水、森林、動植物の持続的および総合的利用
- IV: 組織制度 - 農業関連組織の能力強化

国家農業セクター投資計画 (PNISA) は、PEDSA 実施に向けた活動計画として中期的な農業セクターの政策や制度改革プログラムと共に2013年に開始された。

PEDSA および PNISA の実施に際して、マプト、リンポポ、ベイラ、ザンベジバレー、ナカラ、ペンバーリシングの6つの開発回廊が設定された。

この6回廊の一つであるナカラ回廊において、PEDSA の目的に沿って、同地域の農業特性に応じた農業開発を実現するために、三国協力による農業開発プログラムが実施されることとなった。

1.2 農業開発マスタープラン策定に向けた基本理念 (Guiding Principles)

(1) ナカラ回廊における、家族農業を重視した包括的でダイナミックかつ持続的でバランスの取れた開発

農業開発マスタープラン (以下、マスタープラン) は、地域の農業開発を推し進めるため、ナカラ回廊地域で実施されている各種の開発活動の連携を促進し、協調して相乗効果を生じさせることを目的とする。北部地域の人口を代表する小規模農家を中心とした農業開発を実施することで、地域全体の開発に貢献する。

(2) コミュニティの社会経済的、文化的開発と、ナカラ回廊地域住民の生活の向上

地域開発では、天然資源開発やインフラ整備を含む経済開発に加え、教育、保健衛生、ジェンダー、給水およびその他社会インフラに関する社会文化的開発や、制度整備および人材能力開発等を考慮する必要がある。そのため、経済的、社会的、文化的な視座を持って総合的な開発

を行う必要がある。農業開発による食糧安全保障や栄養不良の改善、所得創出や地方での貧困削減を通して、社会開発および横断的な課題の解決に貢献する。

(3) 農業生態ポテンシャルに応じたサプライチェーンの開発および市場アクセスの確立

ナカラ回廊地域は、その広がりに応じてさまざまな農業生態特性を持つ。各地域で現在実施されている作物栽培と生産ポテンシャル分析を基にして、マスタープランでは、農家の意志決定をサポートするための支援を、営農のグッドプラクティスや適性技術を基に提案していく。

また、マスタープランでは、農家がどのような作物を栽培するかを自ら決定する権利を前提として、各地域のポテンシャルの高い作物のサプライチェーンの強化を提案する。同様に、農産品の流通や加工産業化に向けたアグリビジネスの振興や、地元農家の市場アクセスの向上を支援する。

(4) コミュニティの土地利用権保護の促進

世界的な食糧需要の増加と農産品価格の上昇を背景に、国際的な土地開発に関する圧力は年々上昇しており、農業開発による土地紛争が報告されている。土地紛争の解決に向けて、モザンビーク国政府は、土地政策、土地法 (no. 19/97) および関連規制 (Decree no.66/98) に基づいて、コミュニティや農家の土地登記を推進している。この働きかけは、PEDSA および PNISA と同じく、国際的に実施されている「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」および「企業の社会的責任 (CSR)」等の活動によって支援されている。

本マスタープラン策定に際しては、確実に農家とその家族が裨益するための支援手段を導入し、第三者による脅威から地元住民を守るための方法を考慮する必要がある。そのためにも、マスタープランでは、家族農家の安定的で持続的な生活を確保し、土地利用紛争の防止を重要視する。

(5) 農家による新技術の選択、その習得、適用のための能力開発トレーニングを通じた、生産の増大および生産性向上に関する技術革新および新技術の普及の推進

ナカラ回廊地域での農業開発は、同地域の農家の 99% を占める家族農業の向上を支援することが必要である。また、家族農業は、貧困や飢餓の撲滅、食糧保障および栄養保障、生活改善、天然資源管理、環境保全において重要な役割を果たしている。

本マスタープランは、農業投入財の活用や換金作物の導入、保全農業の推進などを通じて、ナカラ回廊の住民の生活および既存の農業技術を向上していく。

(6) 官・民・住民のパートナーシップ (PPPP) を含むサプライチェーンの効率化によるコスト削減など、民間セクターと農業開発に関連するその他セクターとの連携促進

国連開発計画 (UNDP) は、「民間セクターは、経済成長と雇用創出のエンジン役であり、製品やサービスの提供、社会経済インフラ整備に必要な税収の創出などに重要な役割を担ってい

る。また、課題の解決に向けた新規および革新的解決の提供を通じて、開発に寄与している。」¹と述べている。

民間セクターは、改良種子を含む農業投入財の供給や、市場や金融などへのアクセスなど、農家が抱える課題の効果的、効率的な解決に寄与している。この発展のため、政府と民間セクターは協調していく必要がある。そのためにも、地元のアグリビジネス企業を支援し活性化させ、同様に官・民・住民のパートナーシップ（PPPP）を確立して農業開発を推進するマスタープランの策定が必要になる。

(7) 農業開発における環境保全への考慮

ナカラ回廊における人口や経済活動の増加は、森林伐採、土壌侵食、土地荒廃、その他様々な問題の原因となる環境への負荷を増加させる。したがって、地域での持続的な開発を実現するためには、環境保全を推進する取り組みが重要となる。そのためにも、本マスタープランでは、天然資源、自然環境への負のインパクトを軽減する方策を取る。

¹ http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/partners/private_sector.html

第3章 ナカラ回廊農業開発マスタープランの基本構想

3.1 ナカラ回廊農業開発マスタープランの基本構想

3.1.1 ナカラ回廊農業開発マスタープランのビジョン及び目的

ProSAVANA のビジョン達成のために、農業生産増加は個々の農家収入増加と関連している必要がある。ゆえに、生産物が適正価格で取引される市場へのアクセス確保が重要である。

ナカラ回廊地域では経済開発に伴う農産物の市場の拡大も期待されている。そのため、農産物の生産性の向上および効率的な流通が、需要の拡大傾向と求められる製品の多様化に調和している必要がある。

市場アクセスが確保されるためには、人口増化による需要増加に加え、流通や農産加工、サプライチェーンおよび生産関連サービス、農産物の集出荷と言った関連する経済活動の発展が必要とされる。

地域農産物の中には、加工業の発展に伴って、他の地方の需要にも応じられる可能性を有するものがある。さらに、加工産業に関連する様々な経済活動が促進されることによって、非農業セクターにおける雇用機会の創出にもつながる。

更に、地域全体の調和した発展は、教育や保健サービスといった社会開発や社会資本の整備が農業分野における発展とともに進むことで実現される。そのため、マスタープランの実施体制の構築に当たっては他分野との協調が求められる。

ナカラ回廊農業開発マスタープランのビジョン、ミッション及び目的は以下のように設定される。

ビジョン

包括的かつ持続的な農業および地域開発を通じてナカラ回廊地域の住民の生活水準の向上を図る。

ミッション

1. 地域農業の改善と近代化により農産物の生産性向上および生産拡大、多様化を図る。
2. 農業投資とサプライチェーンの構築により地域の雇用機会を創出する。

目的

自然および社会経済環境に考慮するとともに、競争力のある市場志向型の農業／農村／地域開発を目指した新しい農業開発のモデルを構築する。

ProSAVANA のアプローチ

1. 自然条件および社会経済条件を十分調査の上、適切な農業開発モデルの立案を支援する。
2. ファーミングシステムの改善、栽培技術や質／量を伴う営農資材といった技術普及サービスやバリューチェーンシステムへのアクセス改善、農地の拡大といった適切な取り組みを通じて、農業生産性の向上、生産量の拡大を図る。
3. 収益性の向上を目指した研究成果に基づき農業生産の多様化を推進する。
4. 農民主権のもと、自給自足的農業から持続可能な農業への転換の機会を提供する。

5. 農民／農民組織のキャパシティ、競争力強化を図る。
6. 家族農家、民間の双方の「Win-Win」の実現に向けた責任ある投資及び活動を推進するための環境を醸成する。
7. 開発の効果を高め拡大していくために地域の中核農家の育成・強化を図る。
8. 農業クラスター及びバリューチェーンシステムの形成を図る。
9. 包括的に持続可能な農業開発に向けた官民連携を推進する。

3.1.2 対象受益者

マスタープランは、ナカラ回廊地域のすべてのカテゴリーの農家と農業関連団体を網羅した開発計画である。その中で主な受益者は家族農家である。

農家は以下に示す通り、PEDSA の 3 つのカテゴリーに分けることができる。

農家の営農規模のクライテリア

小規模農家	以下の基準をすべて満たすもの： - 非灌漑農地：10ha 未満 - 灌漑農地／果樹／プランテーション／花卉農地：5ha 未満 - 牛 10 頭未満、ヤギ・ヒツジ・ブタ 50 頭未満、鶏 2,000 羽未満
中規模農家	上記の基準のどれか一つを超えるが以下の基準内に収まるもの： - 非灌漑農地：50ha 未満 - 灌漑農地／果樹／プランテーション／花卉農地：10ha 未満 - 牛 100 頭未満、ヤギ・ヒツジ・ブタ 500 頭未満、鶏 10,000 羽未満
大規模農家	上記の基準のどれか一つを超えるもの

出典: PEDSA 2011-2020

ナカラ回廊地域では、10ha 未満の非灌漑地区もしくは 5ha 未満の灌漑農地、果樹園、プランテーション、花卉栽培、もしくは、零細家畜の小規模農家が大半である。このため、これら小規模農家層の発展に焦点を当てた活動が必要である。これら小規模農家層の持つポテンシャルや阻害要因、ニーズに応じた活動を提案するため、小規模農家層を更に栽培面積およびマーケットへのアクセスなど以下の通り 3 つのカテゴリーに分類した。

零細農家：耕作面積が 0.5ha 未満であり、現状で食糧自給が達成できていない水準の農家。

一般的な小規模農家：耕作面積が極めて小さい。一般に食糧自給は概ね達成できている。生産余剰を地元市場で販売している。

中核農家：数～10ha 程度を耕作して、生産物の多様化を図りながら、換金作物を栽培している。現状では農業生産性は高くないが、認証種子や肥料の利用意向を持つ。繁忙期に地元の雇用労働者を雇う。

3.1.3 マスタープラン調査対象地域

農業開発マスタープランの調査対象地域は、「モ」国北部のナンプラ州、ザンベジア州、ニアッサ州に跨るナカラ回廊沿いの19郡である。このうちナンプラ州には10郡（Monapo、Muecate、Mecuburi、Meconta、Mogovolas、Rapale（Nampula市を含む）、Murrupula、Ribaue、Lalaua および Malema）、ザンベジア州には2郡（Alto Molocue および Gurue）、ニアッサ州には7郡（Cuamba、Mecanheles、Mandimba、N'Gauma、Majune、Chimbonila（Lichinga市を含む）、Sanga）が属している。対象地域の総面積は107,002 km²であり、総人口および人口密度は2011年で4.3百万人、40.1人/km²、農村人口は69万2千世帯と推定される。

3.1.4 農業開発の目標年とステージ

ナカラ回廊地域の住民の生計向上を促進するという目的を達成するため、マスタープランでは地域の農業発展に焦点をおいて、開発活動のステージごとの目標を設定した。ゆえに、マスタープランの目標年は2030年に設定され、段階的に実施される。

- フェーズ I: 開始期: 2015 から 2020 の 6 年間
- フェーズ II: 成長期 2021 から 2025 の 5 年間
- フェーズ III: 成熟期: 2025 から 2030 の 5 年間

マスタープランは PEDSA（2011~2020）の地域開発プランとして策定されたものであり、農業分野の成長率は2015年から2025年は7.0%、2026年から2030年は6.0%を年間成長率の目標指針としている。

3.2 農業開発マスタープランの前提

3.2.1 農業開発における家族農業主流化

- ・ マスタープラン策定において家族農業を主流化する。
- ・ 農民の権利を尊重し保護するメカニズムの構築を通じて農民主権に基づいた農業開発とする。
- ・ 関係する異なるレベルのステークホルダーとの協議や彼らによる定期的なモニタリングを通じた、参加型および包括的な手順に基づく計画策定を行う。

3.2.2 土地およびその他天然資源に関する小農およびコミュニティの権利保護

- ・ 地域農業の発展過程において、地域の農民の土地およびその他天然資源の利用と管理に関する権利を保護する。
- ・ 地域の開発と農民の生計手段のバランスを取る。
- ・ 地域農業の開発に当たり、零細農家や女性と言った社会的弱者グループに十分な配慮を行う。

3.2.3 現地民間セクターの資源、能力およびサービスの家族農業支援への活用

- ・ PEDSA の理念に基づき、農業開発における民間企業の資源やサービスを活用する。

- 小規模農家とアグリビジネス地場産業等の民間セクターの関係の創出を図る。
- 責任ある農業投資（RAI）に則った民間投資活動を実現するために必要な監理機構を設立する。

3.3 小規模農家およびアグリビジネス地場産業の成長モデル

3.3.1 小規模農家の成長モデル

(1) アソシエーションの組織化と営利目的協同組合への移行を通じた小規模農家の成長

小規模農家の発展は、農家を農民グループやアソシエーションに組織化し、更に他の農民グループやアソシエーションとの関係を強めることで進められる。

第1のステージでは、主に生産やマーケットのための共同活動を始める農民グループを設立する。組織化されることで、普及サービスにアクセスできたり、公共や NGO から認証種子や肥料などの農業投入財を受け取ったり、販売したりすることが容易となる。一部のグループは契約栽培スキームから普及サービスや投入財にアクセスできるようになる。

第2のステージでは、農民グループは、グループ収益の増加のための活動改善を行う。このステージでは各グループ組織が自立的な組織になることが期待されている。そうすることで、自身の農産物販売だけでなく、NGO、開発支援団体などの外部団体からの様々な支援での、グループで農業投入財の購入、農業普及やマーケットへアクセスすることができる。また組織として融資へのアクセスが認められるようになる。

第3のステージでは、近代農業協同組合への組織化やアグリビジネスとの連携の構築を通じて、利益の最大化を図る。この段階では、サービスや、資材、融資に容易にアクセスできるようになる。

成長を実現するためには、それぞれの開発ステージにおいて様々な支援や農家の能力開発が必要となる。そのため、マスタープランでは、政府及び民間セクターや NGO による支援が成功の鍵であると位置づけられる。

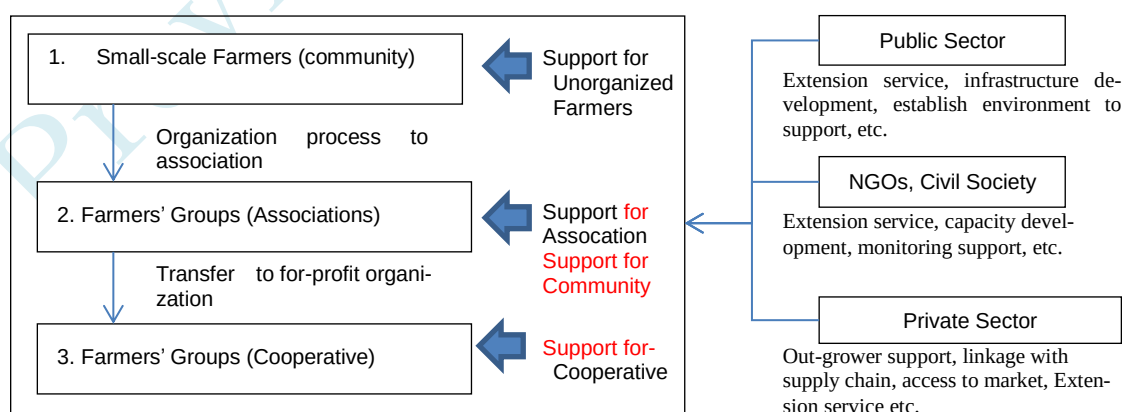


図 3.1 小規模農家成長モデルの概要

(2) コミュニティレベルでの農民グループの組織化による零細農家の成長

零細農家にとっては大面積の農地の運営は困難が想定されることから、新規のより付加価値の高い作物を導入するなど、栽培方法を考慮する必要がある。零細農家の成長をより高めていくためには、(i)栽培技術改良による食用作物の生産性の向上、(ii)ポテンシャルのある地域において小規模な野菜や他の換金作物の導入、(iii)家禽や小型反芻動物など小規模な家畜の飼育などの方策を、それぞれの地域の社会環境特性に応じて組み合わせていく必要がある。加えて、一部の農家では自給作物の生産と補助的現金収入を得るための就業を組み合わせる方向が代替方針となり得る。

零細農家の公共支援へのアクセスおよび経済活動の再活性化は、コミュニティレベルでの農民グループ化により向上することが期待される。

零細農家は農産物価格の変動や自然災害と言った外的要因に対して脆弱であり、また、農家の能力や資源に限界があるため、社会インフラの強化や、社会保障システムの強化などの支援が、農業開発プログラムとは別に政府から提供されることが必要である。

(3) アソシエーションと協同組合の設立過程での中核農家の役割

中核農家はアソシエーションの中心的メンバーとして、生産規模の拡大や生産性向上を推進し、また、近隣のアソシエーションや生産者も巻き込んだ共同出荷体制を構築することにより、新たな市場開拓や流通経路の確立に貢献する。アソシエーションの連合により近代農業協同組合へ発展させ、農産物加工や流通等に関するアグリビジネスに参入させていく場合、企業経営者的な立場で組織強化を図り、ビジネス指向型の農業協同組合として自立発展していくための主導的役割を果たす。

3.3.2 アグリビジネス地場産業の発展形態と小規模農家との連携

大規模な農地確保を伴う民間投資がしばしば地元住民と紛争となっている現状を考慮すると、まず第一に、民間投資を PRAI に則ったものとするための体制を構築する必要がある。体制の構築後、民間投資が住民の生計向上や利益に貢献することを確実にするために、公的機関による監視や指導が期待される。また、CSR として実施されている投資では、社会インフラの開発が期待される。

- 地元アグリビジネスは、地域の農業生産総額の増加と生産物の多様化を促進していくために、農民組織との連携を強化し、契約栽培事業の多様な拡大展開を図っていく。また、新たに組織化された近代農業協同組合との間で、ビジネスパートナーシップを構築し、農産物流通の発展と市場開拓に向けた取組みを行う。
- 収穫物保管施設の整備、農産物規格の標準化、農業融資制度の確立、市場情報へのアクセス改善等により、地元アグリビジネスは、より品質の高い農産物を生産・保管し、適切な価格で販売することが可能となり、結果、農産物の付加価値も増加する。
- 農業生産の増加と生産物の多様化が図られ、結果、農産加工業をはじめとするアグリビジネス地場産業も発展し、各種サプライチェーンが確立されることになる。

3.4 農業開発マスタープランの4本柱

3.4.1 農業生産性

✧ 生産性、生産量、農業競争力の増加および食糧安全と栄養への貢献

農業生産量の増加は、地域開発、食糧安全や農家の収入増加にとって基礎となる。個々の農家レベルでの農業生産量の増加は、自給自足農業から商業農業への地域農業の移行にとって不可欠である。

- 個々農業の農家レベルでの農業生産量の増加は、近代的農業技術や適切な農業管理の適用を通じた生産性の増加向上と生産物の多様化によって達成される。
- 公共や民間企業による農業技術普及サービスにより、新規耕作技術や農地管理技術の普及拡大および農家の交渉力強化が図られる。
- 農民グループの組織化により農業技術普及の効果がより拡大することが期待される。

3.4.2 市場アクセス

✧ 市場アクセスの拡大のためのサービスとインフラおよび農業投資のための適切なフレームワーク

農産物市場機会や流通の整備は、生産性の向上や農産物の多様化を農家収入にリンクするために不可欠である。同様に、地元アグリビジネスの発展は、地元産品に対する継続的な需要の創出や地域住民への就労機会の提供を通じて農家の収入増加に貢献する。農産加工を含むアグリビジネスは民間セクターの経済活動として開発されるものである。

- バリューチェーンや農業クラスターの発展による、付加価値やマーケットチャンネルの増加
- アソシエーションや個別農家の能力強化を通じた農家とアグリビジネス産業間の連携メカニズムの強化
- 民間投資の推進や近代農協のアグリビジネスへの参入によるサプライチェーンの価値強化
- 経済活動のスケール拡大や多様化

3.4.3 自然資源

✧ 開発過程における小規模農家及びコミュニティの保護と、土地、水、森林、動物の持続的利用と全体利用-

マスタープランでは、行政とコミュニティによる土地及びその他自然資源の管理のためのメカニズムの強化を通じて、その持続的利用を実現するものである。

- 小規模農家とコミュニティの土地及びその他自然資源を利用する権利の保護
- 将来的な土地紛争の予防。土地及びその他自然資源に関する法執行やモニタリングに関する行政能力の強化
- 農業の改善と無秩序な開発のコントロールを通じた森林伐採圧力の低減

- 農業投資プロジェクトにおけるより良い利益分配やリスクと機会のバランス化のための責任ある農業投資モデルの構築（ProSAVANA - RAI ガイドライン）

3.4.4 組織制度

✧ 農業関連の組織制度強化

人的資源は開発の重要な要素であることから、様々なアプローチを通じた関係者の能力強化を図る。

- 地域の核として農業開発を担う中核農家の育成
- 技術支援の効果的提供を通じた地域農家による様々な農業開発活動の実施能力向上のための、地方政府機関（DPASA/SDAE）の行政及び技術能力の強化
- RAI 実施と土地・環境関連法規の執行強化のための適切で効果的なメカニズムの構築
- 中央および地方政府の調整機能の強化

3.5 PEDSA 及び農業開発の目標へのマスタープランの貢献

マスタープランの実施は農家及び地域経済に大きな利点をもたらすとともに、PEDSA の目標達成や農業開発に貢献するものである。

自然資源の保全に関しては、既存自然林は、近代的で持続的な農業技術の適用ならびに適正に管理・運営された投資により保全される。

地域農業生産は対象地域の食糧需要を満たすとともに、より広い地域での食糧保障の改善に貢献する。余剰生産物は国レベルの食料保障の改善に貢献する。

さらに、農家レベルでは、余剰増加により、収入が増加する。シナリオ分析によれば、マスタープランの実施により 2030 年の家族農家・中規模農家の平均農業純収益は、事業を実施しない場合に比較して 2 倍になると期待される。

地域経済の観点からは、2011 年現在の農業生産総額 170 億 MT が、マスタープランの実施によって、1.9 倍になり、2030 年には 3.2 倍になる。2011 年から 2020 年の年平均成長率は 7.5% で、PEDSA の目標である「少なくとも 7%」を満足している。マスタープランの実施がない場合、2020 年の農業生産総額は現在の 1.3 倍、2030 年では現在の 1.4 倍にとどまる。

第4章 農業生産性

4.1 農業生産増加

4.1.1 優先作物

- 基軸食用作物： メイズ、キャッサバ、インゲン、ササゲ、落花生
- 換金作物： 大豆、馬鈴薯、野菜、カシューナッツ、綿、タバコ
- その他： ゴマ、ヒマワリ、茶

4.1.2 家族農業の栽培技術向上方策

- 改良栽培技術および実践作業の開発および普及
- 農家のための改良栽培の利点およびインセンティブの普及（DUAT 登記と連携）
- 個々の農地の DUAT での保証（DUTA 登記）
- 農家のための安価かつ良質な投入財、特に種子や肥料などの入手性の確保
- 市場や市場情報へのアクセス改善
- 農家にアクセス可能な条件での小規模貸付システムの設立
- 特に子供や青年への環境教育の促進

4.1.3 畜産振興

- 鶏肉は、ナカラ回廊で高い開発ポテンシャルのある基幹産品である。したがって、養鶏産業開発は、地元農家を直接もしくは間接的に生産チェーンに巻き込む形で一般化している。
- ヤギやヒツジは一般的に農家によって飼育されており、小規模農家の追加収入創出として促進する。特に女性筆頭農家の、生計向上のために効果的なアプローチとなる。

4.2 技術支援体制の改善

4.2.1 必要な方策

<農業研究>

- 1) ナカラ回廊での適正農業技術開発および移転のための農業研究強化

<農業普及>

- 2) 調査地域における、粗放的農業から市場志向の改良型農業への転換促進のための、農業普及サービスの強化
- 3) 新規栽培技術を普及し、農家アソシエーションが実践する作業に参加する中核農家の開発モデルの設立
- 4) コミュニティでの農業開発の指導的役割をする人材育成
- 5) 女性筆頭の世帯が、より効率的な生産、収入創出の促進および生計改善が可能となるための組織化、農業実践およびトレーニングに係る支援および能力向上。

- 6) ビジネスの補完的サービスとして、優良農業サービスプロバイダーによる、個別農家への栽培技術および実践についての農業コンサルティングサービスを提供することを促進および奨励

4.2.2 農業開発マスタープランの構成活動

上記戦略の安定的持続的な実施の確保のために、技術支援制度の向上に関する以下の計画を実施する。

No.	マスタープランの構成活動	目的	主な活動
I-1	農業研究強化	IIAM の研究能力の強化および農牧技術開発の条件整備	1. IIAM 支所の施設の改修 2. IIAM 補助職員の農業研究支援活動に関する研修 3. ナカラ回廊の農業開発に向けた戦略的テーマに関する研究プログラムの拡大
I-2	農業普及サービス強化	PRONEA に含まれない 8 郡での小規模中核農家の生産、生産性、市場アクセスの向上	1. 研修、ワークショップ開催、および必要機材供給による、公的機関、NGO、民間セクターの普及員の能力強化 2. 研修およびワークショップを通じた個別農家および農民組織の能力強化 3. 公的、民間、NGO の普及員による州、郡、地方レベルでの改良農業技術および農業生産の多様化のための普及サービスの向上 4. ラジオおよび TV での農業技術普及プログラムの再開
I-3	農業訓練センター	能力向上を通じた対象地域の農業開発の推進	1. 中核農家および政府普及員に対する研修 2. その他、必要な事項に関する研修 3. コミュニティの農家若者グループに対する研修 4. トレーナー
I-4	地元における中核農家の育成モデル	改良された農業技術を実践し、その効果を広めることで、地域での改良された農業技術への意識づけを行うような、中核農家を育成するモデルの確立	1. プロジェクト案の策定、実施体制の構築 2. 農家指導のための SDAE 普及員の交通手段の供与 3. 透明性を持った方法で自発的な希望地からのパイロットコミュニティの選定 4. パイロットコミュニティ内の全農家の農地測量、DUAT 登記付与 5. 普及員と相談し中核農家の営農計画を策定 6. 中核農家の耕作の指導、支援 7. アソシエーション化および共同作業を推進するための研修の実施 8. SDAE 補助職員および普及員の能力強化
I-5	ジェンダー平等を尊重した農業開発	女性農家および若手農民の組織化や耕作技術の研修を通じての、農家の家計、生活向上の実現	1. 家族農業でのジェンダー平等に関する問題の基礎調査の実施、活動計画の策定。 2. 女性および若手農民組織への新しい農業技術の研修

No.	マスタープラの構成活動	目的	主な活動
			3. 農業生産に必要な投入財の供与 4. 女性および若者の生活向上に関連する諸問題の研修（育児、食品栄養、保健衛生、識字） 5. 女性農家・若手農家グループ/アソシエーションの活動の支援

4.3 農業投入財へのアクセス改善

4.3.1 必要な方策

- 1) 補助金制度の導入による農家全般の化学肥料へのアクセス改善
- 2) 種子の認定生産者増加および主要農産物としての優良種子の増産による郡レベルでの安価な優良種子へのアクセス改善
- 3) 農家が安価な機械サービスを利用可能となる環境を設立し、農業機械サービスプロバイダーの増強

4.3.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープラの構成活動	目的	主な活動
I-6	肥料へのアクセス改善	農家全般の農業投入財へのアクセス改善を通じた農業生産性の向上	1. 農業食糧安全保障省における農業用化学用品への補助金制度の準備および実施。 2. 当初5年間は輸入化学肥料の FOB 価格の50%を肥料取扱業者に対して補助 3. 農業食糧安全保障省による肥料供給体制の整備 4. 毎年1千万 US ドルを補助金に割り当て 5. 農業食糧安全保障省での補助金支給の法的、財務的準備 6. 補助金は、農家全般が主要な作物に使う尿素および NPK (12-24-12) だけに限定して適用 7. 肥料補助金スキームを受ける業者の登録 8. 政府から独立したモニタリングシステムの設置
I-7	地域での優良種子生産振興	政府から独立したモニタリング体制の確立	1. 州農業食糧局（DPASA）の実施計画の策定 2. 種子会社の技術者および農業普及員に対する、優良種子生産に関する研修の実施（IIAM） 3. 研修（IIAM）に技術者を参加させた種子会社への優先的な種子の配布。 4. SDAE/DPASA による優秀な農業農民グループの種子会社への紹介

No.	マスタープラの構成活動	目的	主な活動
			5. 種子会社への適切な融資システムの導入
I-8	農業機械化サービスセンター推進	改良された農業技術を通じた農業生産性の向上	1. 農業食糧安全保障省による、料金改定、VAT 減免、輸入手続きの簡素化などのトラクター価格を減じる手段を盛り込んだ、実施計画の策定 2. 有望な農家や企業が優遇的な融資システムを使って農業食糧安全保障省を通じてトラクターが購入できるような、インセンティブの設定 3. 普及員に対する、収入/支出バランス、維持管理費用の計算のトレーニング。これにより、有望な農家や企業に農業機械化サービスのビジネスモデルを普及員が紹介可能となる。 4. 政府（DPASA/SDAE）による、トラクター供給ディーラーと提携した、農業機械化サービス提供者のトラクターオペレーターに対する短期トレーニングの実施。

4.4 農業金融／貸付へのアクセス向上

4.4.1 必要な方策

小中規模企業、農家組織（協同組合ならびにアソシエーション）および個人農家のために金融支援メカニズムの設立

4.4.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目的	主な活動
I-9	中小アグリビジネス企業、農民組織、個別農家への金融支援システム	i) 家族農家と協働してアグリビジネス投資を促進する小中規模農業アグリビジネス企業を対象とした DIF 融資システムの正式化。 ii) 農民組織が生産システムを向上するための、アクセス可能な融資メカニズムの設置。 iii) 個人農家の生産向上を目的に農業サービスを使用するための、アクセスおよび支払可能な融資メカニズムの設立。	1. ナカラ回廊地域の農業開発に向けた金融支援システム（アクセス可能な農業融資）の構築。 2. 農業融資を実施できる有望な金融機関の動員 3. 農業アグリビジネス企業、農民組織、個別農家それぞれに特定な農業金融サービスの借入条件と評価基準の検討 4. 農業融資サービスの開始 5. 融資の定期的なモニタリング評価の実施

4.5 灌漑開発

4.5.1 必要な方策

- 1) 既存の灌漑システムの復旧を通じた灌漑農業の促進により、農業生産物の増加および多様化
- 2) 灌漑農業および水管理に係る農家の技能および技術向上
- 3) 灌漑施設の建設工事の品質および維持管理の向上
- 4) 収入向上のため、小規模農家による小規模ポンプおよび簡易灌漑システムを使った農業生産の促進

4.5.2 農業開発マスタープランの

No.	マスタープラン 構成活動	目 的	主な活動
I-10	灌漑システムの復旧と建設	既存の灌漑システムの修復、 再建による灌漑面積および農 業生産の拡大	1: 灌漑システムの修復・再建 2: 灌漑開発パイロット地区の設置 3: 水利用組合の強化 4: DPASA への灌漑システム実施支援の技 術協力
I-11	灌漑技術と灌漑施 設工事の品質改善	適正かつ効果的な水利用を通 じた灌漑農業の実施に向けた SDEA の灌漑農業に関する能 力の強化 灌漑施設の品質向上に向けた DPASA の技術能力の強化	1 農家の灌漑農業技術の改善 2 施工業者の施工技術の向上
I-12	野菜栽培モデル	小規模農家の収入向上を目的 とした、小規模ポンプ灌漑も しくは簡易灌漑システムを用 いた野菜栽培の推進	1 小規模灌漑システム導入を支援する体 制の構築 2: 灌漑農民組織の強化 3: 灌漑を用いた野菜栽培のための技術普 及の確立 4: 野菜市場の確立

第5章 市場アクセス

5.1 農家の市場へのアクセス改善

5.1.1 必要な方策

- 1) アウト・グロワー・スキーム（契約栽培方式）の適切な運営管理の枠組みの確立
- 2) 小規模農家が直面する農業投入財へのアクセス、市場販売、農業技術の改善などの困難を克服するための小規模農家と地場アグリビジネス企業とのパートナーシップの開発。
- 3) ラジオやその他のメディアによる農家の市場情報へのアクセスの改善。

5.1.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
II-1	アウト・グロワー・スキーム（契約栽培方式）の適切な法的枠組みの確立	農民と農業企業とのアウト・グロワー・スキームによる共栄のメカニズムに係る適正な法的枠組みの確立と導入	1: アウト・グロワー・スキームに係る法的枠組みの作成のためのコンサルタントの雇用 2: 農業アグリビジネス企業のアウト・グロワー・スキームの運営に係るガイドラインの作成 3: 地元農民との契約栽培を行う意欲のある農業アグリビジネス企業へのガイドラインを広める 4: 地元農民への契約栽培の適正な運営に係る生産者側の権利と義務を含む情報提供資料の作成 5: 郡レベルで地元農民対象にアウト・グロワー・スキームの促進/情報説明のキャンペーンを行う 6: 各 SDAE において、アウト・グロワー・スキームの契約農家と農業企業との論争解決への提言などの実施生産者むけ相談サービスを提供する。 7: DPASA による、契約農家と農業企業との争議解決の調停メカニズムを設定する。契約農家と農業企業との争議が起きた場合、農民組織、市民社会グループの代表者を含む調整委員会を招集し、問題解決の枠組みに基づき適正な調停を行う。 8: アウト・グロワー・スキームの枠組みの設定、運営と管理に係る技術支援を行う
II-2	市場情報へのアクセスの改善	農産物の流通と市場の効率の改善のために、公正な競争の環境を創出する	1. 市場情報伝達システムの改善のための作業計画設定 2. 市場情報への農民アクセス改善 3. 農民グループや小規模農業企業に対して、市場情報をどのように彼らのビジネス

No.	マスタープラン の構成活動	目 的	主な活動
			スに活用できるかのガイダンスを行う。

5.2 近代農業協同組合の設立と発展への支援

5.2.1 必要な方策

- 1) 農業投入財の共同購入、市場への農産物の共同販売や農産加工のための近代農業協同組合の設立と強化および既存農民アソシエーションの農協への移行。

5.2.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープラン の構成活動	目 的	主な活動
II-3	近代農業協同組合 の設立と発展	近代農業協同組合の持続した 運営のもとで、農民グループ の交渉力向上、小規模農家の 収入向上と生計向上を図る	1. 新協同組合法と農村開発に係る数々の 支援プログラムの周知普及 2. モデル事業として近代農業協同組合の 設立 3. モデル農業協同組合の持続的組合運営 の訓練を行う。

5.3 農産物の付加価値促進

5.3.1 必要な方策

- 1) 投資と市場の情報提供のための包括的なプラットフォームとして機能する、農業投資およびバリューチェーン開発のための支援組織の設立。
- 2) 中小企業の振興および育成による、社会、経済、農村、地域の発展に寄与する高品位なビジネス開発サービスの育成。
- 3) 農産物の規格化導入による取引コストの低減および農産物の品質向上による農産物の価格競争力の強化。
- 4) 特定作物および関連産業の開発モデルの確立。

5.3.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
II-4	農業投資およびバリューチェーン開発の推進と支援に関する組織任務の強化	ナカラ回廊地域での農業投資と農業マーケティングに係る情報提供の包括的なプラットフォームを構築する	1: 投資やバリューチェーン開発のための支援計画の作成 2: 投資予定企業への投資情報提供とコンサルティングを行い、農業開発ポテンシャルの説明を行う。 3: 投資家と農家との調整サービス提供 4: 中小地元農業企業や農民組織ならびに農業協同組合の農業ビジネス開始にあたっての、事業計画策定、農業投資の金融制度の紹介などを含む提言を行う。 5: 農産物のバリューチェーンと地元小規模企業の振興のため技術支援を行う。
II-5	ビジネス開発サービスの能力育成	小中企業（SME）が、質の高いビジネス開発サービスの提供により、農村部および地域全体の社会経済の発展に貢献する	1. ビジネス開発サービス（BDS）のトレーナーの育成 2. BDS プロバイダーのトレーニング 3. BDS 関連機関とのパートナーシップ構築
II-6	農産物の規格化	取引経費の低減と生産物の質の向上によるモザンビークの農産物の価格競争力の強化を図る。	1. 政府の関連機関と調整しながら、農産物の規格制定とその管理を行う審議会と作業チームを立ち上げる 2. 農産物の国家標準規格の検討・制定 3. 制定された農産物標準規格の普及活動を行う 4. モニタリング評価による更新を行う
II-7	カシューナッツ生産開発	カシューナッツ増産による地域農業開発と小規模農家の生計向上に貢献する	1. 事業計画策定とターゲット地区と農家の選定（600 農家 x 2 ha=1200 ha） 2. カシューナッツ園の管理、生産と収穫を行うアソシエーションの組織強化 3. カシューナッツ幼苗、肥料、優良種子などの投入財配布 4. カシューナッツの契約栽培とメイズ、キャッサバ、ラッカセイ、ゴマ、ワタなどの作物栽培の技術支援
II-8	茶業再活性化	- 契約栽培による茶生産およびアウト・グロワーの茶園の管理に係るモデルを開発し、地域農業の振興および農家の生計向上を図る - 古い茶木の更新のために優良改良品種の種苗木育成	1 茶生産企業への利用しやすい融資メカニズムを創設 2 古木の更新支援 3 アウト・グロース・キームの振興

No.	マスタープラン の構成活動	目 的	主な活動
II-9	農産加工開発	小規模農家で構成されるアソシエーションの創設と運営強化により、交渉力の強化、農業投入財へのアクセス改善、農機具ならびに融資にアクセスできるようになる。	1.組織および制度の取り決め 2. 農産物加工と販売の実施
II-10	優良種子増殖	- 種子会社とのパートナーシップによる家族農家の生産強化 - 地域での優良種子の増産により、農家の優良種子へのアクセスが改善される - 本計画は高い収益性があり、税収増加が期待できることから、地方政府は税の優遇処置を通して、新規事業実施企業とのパートナーシップを構築することが期待される。	1. 実施地区の選定を行い、ダイズ、メイズ、ワタの優良種子の生産を開始する。 2. 種子処理プラントの建設 3. 灌漑施設の改修による灌漑導入 4.地域の生産者のアソシエーション化を推進し、ラッカセイ、豆類、ゴマの生産を開始する。 5. 地域の農家への農業融資と投入財の供給、および技術指導。

5.4 流通の基盤整備

5.4.1 必要な方策

- 1) インセンティブ（税、資金調達、技術支援等）を伴う農業開発のための経済特区の設立。
- 2) 施設の改修による、サプライチェーン、農産物の品質管理および既存の公共貯蔵網の効率改善。
- 3) 農業投入財の輸送もしくは農産物の流通などの農業活動に使われる道路の改修および改善。

5.4.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
II-11	農産開発の支援	農業バリューチェーンネットワークの開発による農産物の付加価値増強を図るために、農産物の集積を図る環境を整備する。	1: Cuamba 郡を経済特区(SEZ)として指定する 2: 農産物総合物流センターの設置
II-12	農業貯蔵施設の改修とサイロの建設	サプライチェーン効率性、農産物の品質管理および既存の公共貯蔵施設の改善を図る。	1. ナカラ回廊地域の農業開発のための、貯蔵施設の改修及びサイロの新設の戦略計画を作成する 2. 既存貯蔵施設の改修工事の実施 3. 適切な貯蔵施設の利用のトレーニング実施。
II-13	農業活動のためのアクセス道路の改善	流通や生産地から市場を結ぶ農業活動などに使われている道路の改修または改善	1: 5 年間の農道開発の戦略的計画 2: 計画に基づく道路改善事業の実施

第6章 天然資源

6.1 土地管理

6.1.1 必要な方策

- 1) コミュニティや小規模農家の土地利用権の保護
地元農家の土地利用権を保証し、小規模農家と新規投資家の間の協力および調和のために必要な環境を形成するために小中規模農家の土地登記（DUAT）を提供する。
- 2) 小規模農家の DUAT 取得
小規模農家の DUAT 取得は土地紛争の可能性を減じ、改良された農業体系への移行促進にも寄与する。DUAT 取得は自発的に行わる。
- 3) 土地や環境法の強化
責任ある農業投資の原則（RAI）に則り、開発、地元コミュニティ、自然環境保全を調和させるため、土地法および環境法における既存の監理体制の執行を強化

6.1.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
III-1	コミュニティおよび小規模農家の土地登記の促進	- 土地利用や土地の所有に関する小規模農家の不安や脆弱性の緩和、権利の確保 - 地方政府およびコミュニティによる適正な土地管理	1.計画策定 2.コミュニティと個別農家の土地登記の提供（DUATs の発行） 3.実施機関の能力強化 4.土地利用のモニタリング
III-2	土地法および環境法の執行における監理体制の強化	・ アグリビジネス投資と地元コミュニティ開発の調和 ・ 責任ある農業投資（RAI）に則った自然環境保全の推進 ・ 空間計画のための法的根拠の 19 郡への付与。	1. PDUT の策定、調和化、迅速な見直しに関する支援 2. 法の執行強化のための基礎条件整備として政府職員への技術協力 3. 地元コミュニティにおける PRAI の周知宣伝、土地ガバナンスの改善支援

6.2 PRAI を適用した適正な民間投資の実現

6.2.1 必要な方策

PRAI に対応した規制とシステムを確立し、その適用および実施強化に向けた適切な仕組みを考案するために、ProSAVANA の RAI ガイドラインの幅広い普及、農業投資をモニタリングするための適正なメカニズムによる投資事業の実施透明性の確保、および RAI を適用する行政機関の能力強化を実施する。

6.2.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
III-3	政府機関の法制度および行政システムへの PRAI の組み込み	農業投資事業を確実に PRAI に即したものとするため、全国規模で PRAI を適用し、責任組織の機能、作用機構をナカラ回廊で強化する。	1 農業食糧安全保障省への技術支援 2 関連政府機関への PRAI の宣伝 3 マスタープラン実施機関における RAI 関連ユニットの能力強化

6.3 水資源の開発と管理

6.3.1 必要な方策

水資源の開発と管理に関する情報を整理し、民間投資家を含む開発に関係するステークホルダーとこれを共有する。この活動を通じて、適正な水資源管理を通じた水資源の持続的利用と河川の流域開発に関連する課題の共通認識を図る。

6.3.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
III-4	水資源管理のための基礎調査	水資源の秩序だった開発と利用を実現するための環境を整備することで、地域経済と灌漑開発のための天然資源の適切な管理を目指す。本コンポーネントの実施を通じて、水資源の利用状況と開発可能性を正確に把握し、開発関係者に広く共有することを目的とする。	1. ARA-CN および ARA-N が計画した河川観測網の再構築および稼働 2. 水資源管理データベースおよび水資源管理計画策定のためのコンサルタント雇用 3. 水資源開発ポテンシャルデータベースの策定 4. ダム建設可能地の選定 5. 小中規模の水利用者実態調査およびインベントリー作成

6.4 森林資源の開発と管理

6.4.1 必要な方策

森林資源に対する開発圧力を低減し、森林が将来的に分散することが無いように、植林のための苗木の設立や優良苗木の配布を通じて、森林分野での小中規模農家の所得創出を確保する。

6.4.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目 的	主な活動
-----	--------------	-----	------

III-5	融資メカニズムに 支えられた持続的 森林管理	・ 森林セクターに関連した 諸種のイニシアチブを通 じて、収入創出のオプシ ョンを家族農家に広め る。 ・ 継続的な薪炭材の供給、 環境劣化した地域への植 林 ・ 森林資源に影響を及ぼす 諸活動から抛出される資 金を用いた基金の創設。	1. 植林用苗床苗畑の建設 2. 苗床管理、種子の採集、苗木育成、植 林、林地管理に関する研修 3. 植林必要地、燃料材供給林のポテンシ ヤル立地の調査 4. コミュニティの林地管理能力強化 5. 木材の燃料材利用（採集、加工、貯蔵） に関する能力強化 6. 森林残渣利用の研修 7. 活動モニタリング
-------	------------------------------	---	---

第7章 組織体制

7.1 農業と食料安全保障関連機関の強化のための調整

7.1.1 必要な方策

- 1) マスタープラン実施に当たっては、多くの計画やモニタリング評価の経験のある有能な農業専門家とともに農民への技術指導を行う普及員が必要である。
- 2) マスタープラン及び将来の農業開発の適確なモニタリング評価のために、地域農業の正確で信頼性の高い農業情報が必要となる。

7.1.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープラン 構成活動	目 的	主な活動
IV-1	ナカラ回廊での農業統計システムの改善	マスタープラン実施による影響のモニタリングおよび評価を効果的に実施する。	1. 収集する必要データの特定 2. 共通データ収集手法の確立 3. 収集データの分析に基づく報告書の作成、 4. 農業統計活動の体系的な年間スケジュールの確立 5. 農業統計システムの改善のためのガイドラインおよびマニュアルの開発 6. 担当者の訓練

7.2 農民組織の設立と発展

7.2.1 必要な方策

小規模農家の組織化の推進、農民アソシエーションの目的の明確化ならびに農民アソシエーションの人材育成を着実に実施するために、以下のような農民組織設立の対策を講じる

- 1) 既存のアソシエーションと一緒に発展する近代的農業協同組合のモデルを通じて、農民組織の設立と管理能力強化を図る。

農民アソシエーションを設立する構成活動の計画は、前述の事業番号 II-3 の“近代的農業協同組合の設立と強化”に含まれる。

7.3 コミュニティ開発活動の能力強化支援

7.3.1 必要な方策

機会を活用して意思決定に反映させるためには、マスタープランが提案する活動それぞれにおいて、常に事業の計画立案と実施の能力が強化されるべきであり、コミュニティ開発に関連する様々な活動の実施を通じた能力強化が図られる。事業としては、以下の様な視点から、コミュニティ開発活動の支援を通じてコミュニティの能力向上を図る対策を提示する。

- 1) ナカラ回廊の住民の生計向上を図るため、自助グループによるコミュニティ開発活動を継続的に実施する。

7.3.2 農業開発マスタープランの構成活動

No.	マスタープランの構成活動	目的	主な活動
IV-2	コミュニティ開発活動支援	コミュニティ開発活動（小規模コミュニティ施設の整備など）の実施を通じて、参加型計画および事業管理に関する地域住民（地域居住者のグループ）の能力開発を促進する。	1. コミュニティ開発基金（CDF）の設定および運用フレームワークの開発 2. CDFの運用管理のための実施体制の確立 3. 各郡におけるCDFの説明会の実施 4. CDFにより資金提供されるプロジェクトの提案の分析と選定 5. CDFにより資金提供されるプロジェクトの進捗状況の定期的なモニタリングおよび支援 6. 活動成果のモニタリングおよび評価

7.4 社会基盤整備（横断的課題）

7.4.1 農村部で必要な社会基盤

農村地域での社会基盤の整備には、(i) 飲料水、電気等の生活基盤、(ii)保健や学校施設等ソフト面の方策と組み合わせることが必須な基盤整備、と分ける事が出来る。

1) ソフト面の方策と組み合わせて整備すべき基盤

- 農村部の教育施設整備と必要な教師の確保;
- 女性の文盲者を中心にした大人の識字教育;
- HIV/AIDSの蔓延防止のための撲滅活動
- 農村部の医療施設整備と医療職員確保;
- 国家レベルの医療分野の人材の質及び量的な育成

2) 生活基盤

- 飲料水アクセス向上のための農村給水施設の増強
- 再生可能なエネルギーによる農村電化推進 (FUNAE の強化)
- コミュニティの参加によるインフラ開発実施のためのコミュニティ、地方政府の能力強化

7.4.2 企業の社会責任(CSR) によるコミュニティ基盤整備

政府はリソリューション No. 70/2008 の“10,000 ヘクタール以上の土地を含む投資提案の申請と評価の手順”において、「投資家は、投資提案書において、事業実施による影響を受けるコミュニティに対する社会インフラの整備、具体的には学校、保健施設、道路、配電、給水等の計画を提示する事」を示している。

なお、事業終了後のサービスの不連続性を回避するためには必要な人材を継続的に配置する必要があり、そのための財源を確保する事も重要となる。

第8章 マスタープラン実施、モニタリング及び評価計画

8.1 事業実施地域とマスタープラン構成活動

マスタープラン構成活動とそれらの実施対象地域を以下の表 8.1 に示す。

表 8.1 マスタープラン活動実施地域とマスタープラン構成活動

マスタープラン構成活動	全国	ナカラ 回廊 全域	農業ゾーン						特記 郡
			I	II	III	IV	V	VI	
I-1 農業研究強化		◎		○				○	IIAM-NE & NW
I-2 農業普及サービス強化		◎	○	○	○			○	Out of PRONEA
I-3 農業訓練センター		◎					○		Cuamba
I-4 地元中核農家の育成モデル		◎							9 com- munities
I-5 ジェンダー平等を尊重した農業開発		◎							
I-6 肥料へのアクセス改善	◎	○							
I-7 地域での優良種子生産振興		◎							IIAM
I-8 農業機械化サービスセンター推進		◎							
I-9 中小アグリビジネス企業、農民組織、個別農家への 金融支援システム	◎	○							(DIF)
I-10 灌漑システムの復旧と建設		◎	○	◎	◎		○	○	
I-11 灌漑技術と灌漑施設の工事の品質改善		◎	○	○	○		○	○	
I-12 野菜栽培モデル		◎							
II-1 アウトグロワー事業の適切な法的枠組みの設立		◎							
II-2 市場情報へのアクセス改善		◎							
II-3 近代的農業協同組合設立と発展モデル		◎							
II-4 農業投資とバリューチェーン開発の振興と支援のため の機関の役割強化		◎							Nampula
II-5 ビジネス開発サービスの能力強化		◎							
II-6 農産物の規格化	◎	○							
II-7 カシューナッツ生産増強			◎	◎					
II-8 茶産業再生						◎			
II-9 農業産業開発							◎		
II-10 優良種子の増殖					◎				Lalaua
II-11 農業産業開発支援							◎		Cuamba
II-12 農産物貯蔵施設改修とサイロの建設		◎							
II-13 農業活動のためのアクセス道路の改善		◎					◎	◎	
III-1 コミュニティと小規模農家の土地登記推進		◎	◎				◎		
III-2 土地と環境法の執行のための監督メカニズムの強化		◎							Cuamba N' Gauma
III-3 政府関係機関の法体制と行政体制への PRAI の統合	◎	◎							

マスタープラン構成活動	全国	ナカラ 回廊 全域	農業ゾーン						特記 郡
			I	II	III	IV	V	VI	
III-4 水資源管理のための基礎調査		◎	◎	◎					ARA-CN ARA-N
III-5 融資メカニズムに支えられた持続可能な森林の維持管理		◎							Gurue
IV-1 ナカラ回廊での農業統計システムの改善	◎	◎							
IV-2 コミュニティ開発活動支援		◎							

Legend : ◎ the first priority, ○ the second priority

Zone 1: Monapo, Muecate, Mecuburi, Zone II: Rapale (Nampula), Meconta, Mogovolas, Murrupula,

Zone III: Ribáuè, Malema, Lalaua, Zone IV: Gurué (mountainous area), Zone V: Cuamba, Gurué (north-west plain),
Mecanhelas, Mandimba, N'Gauma, Zone VI : Chimbonila (Lichinga), Sanga, Majune

8.2 農業開発マスタープラン実施スケジュール(暫定案)

各マスタープラン構成活動の実施フェーズは、優先度、各フェーズの目的、必要工期、地域の人材ならびに事業費原資の制限を考慮して、暫定的に設定した。マスタープランの 32 構成活動の実施スケジュールを 表 8.2. に示した。

表 8.2 マスタープラン実施計画(暫定案)

マスタープラン構成活動	Phase-1: Start-up Phase						Phase-2: Growth Phase					Phase-3: Maturation Phase				
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
I-1 農業研究強化	ProSA- SA- VANA- PI															
I-2 農業普及サービス強化	PRO NEA															
I-3 農業訓練センター																
I-4 地元中核農家の育成モデル																
I-5 ジェンダー平等を尊重した農業開発																
I-6 肥料へのアクセス改善																
I-7 地域での優良種子生産振興																
I-8 農業機械化サービスセンター推進																
I-9 中小アグリビジネス企業、農民組織、個別農家への金融 支援システム																
I-10 灌漑システムの復旧と建設																
I-11 灌漑技術と灌漑施設の工事の品質改善																
I-12 野菜栽培モデル																
II-1 アウトグロウ事業の適切な法的枠組みの設立																
II-2 市場情報へのアクセス改善																
II-3 近代的農業協同組合設立と発展モデル																
II-4 農業投資とバリューチェーン開発の振興と支援のための 機関の役割強化																
II-5 ビジネス開発サービスの能力強化																
II-6 農産物の規格化																
II-7 カシューナッツ生産増強																
II-8 茶産業再生																
II-9 農業産業開発																
II-10 優良種子の増殖																
II-11 農業産業開発支援																
II-12 農産物貯蔵施設改修とサイロの建設																
II-13 農業活動のためのアクセス道路の改善																
III-1 コミュニティと小規模農家の土地登記推進																
III-2 土地と環境法の執行のための監督メカニズムの強化																
III-3 政府関係機関の法体制と行政体制への PRAI の統合																
III-4 水資源管理のための基礎調査																
III-5 融資メカニズムに支えられた持続可能な森林の維持管理																
IV-1 ナカラ回廊での農業統計システムの改善																
IV-2 コミュニティ開発活動支援																

Implementation Monitoring

8.3 マスタープランのモニタリングと評価

マスタープラン実施機関は、全体運営とモニタリング・評価活動の監理に責任を持つ。所定の品質のモニタリングと評価の適正な実施を可能とさせるために、各構成活動の実施機関への指導・支援を行う。

マスタープラン実施のモニタリングは以下の項目について実施する。

- ・ PEDSAの活動に関しては、すべての優先的介入分野において、受益者のレベルで活動実施の効率性、有効性とインパクトをモニターする事が重要;
- ・ 農業部門のパフォーマンスに関しては、セクターの視点に加え、農民の視点からのモニタリングをも含む。このためには、モニタリングおよび評価に一段の能力開発が必要となる;
- ・ PEDSAおよび他の政府計画との整合性に関しては、すべてのプログラム、活動および構成活動がPEDSAと整合していることが不可欠。PEDSAとの整合性の判断基準は次のとおり:
 - PEDSAの目標への貢献;
 - PEDSAの原則に基づく実施;
 - 特定のサブプログラムに含まれる特定の活動と事業
- ・ 食料安全保障と栄養、市場へのアクセスや天然資源の利用への影響
- ・ 社会経済的な側面への影響、地域総生産額、男女別就業率、ジェンダー平等指標、貧困の発生率、投資に伴う紛争